

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における
県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区

域における県税の課税免除に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る県税の課税免除につき、広島県条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の特例を定めることを目的とする。

(用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公示日 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第二項及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）附則第四条第一項の規定による公示の日をいう。
- 二 過疎地域の区域 次に掲げる区域をいう。
 - イ 法第二条第一項に規定する過疎地域の区域及び法第四十一条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域
 - ロ 法第三条第一項の規定及び法第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域
- 三 特定市町の区域 法附則第七条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域をいう。
- 四 市町計画 法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画をいう。
- 五 産業振興促進区域 法第八条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。
- 六 特別償却設備 市町計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもをいう。

イ 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が五千万円超一億円以下である法人が行うものにあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人が行うものにあつては二千万円とする。）

ロ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第二十三条に規定するものをいう。） 五百万円

七 取得等 法第二十三条に規定する取得等（資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。

（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）

第三条 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以後三か年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が当該特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後三か年度のものに限る。

一 事業税 取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第二条の規定により計算した額に対して課すべき事業税の額

二 不動産取得税 取得等をした特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額

三 固定資産税 取得等をした特別償却設備のうち償却資産（公示日以後において取得したものに限る。）に対して課すべき固定資産税の額

2 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計（以下「自家労力による稼働日数」という。）がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以後五か年度のものに限る。

3 前二項の規定は、第一項又は前項に規定する者が、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九

十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)、騒音規制法(昭和四十二年法律第九十八号)その他の規則で定める公害の防止に関する法令(以下「公害関係法令」と総称する。)の規定による届出若しくは報告に関し虚偽の届出若しくは報告をした場合、公害関係法令の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、公害関係法令の規定による排出基準に適合しないばい煙を排出し、若しくは排水基準に適合しない排水を排出した場合又は公害関係法令の規定による勧告に従わず、若しくは命令に違反した場合には、次の各号に掲げる税目につき、当該各号に定める額については、適用しない。

一 事業税 公害関係法令の規定に違反する事実が発生した日の属する年若しくは事業年度分又は公害関係法令の規定に違反する事実が継続する期間の全部若しくは一部を含む年若しくは事業年度分に係る第一項第一号又は前項の事業税の額

二 不動産取得税 第一項第二号の不動産取得税の額

三 固定資産税 公害関係法令の規定に違反する事実が発生した日の属する年度分又は公害関係法令の規定に違反する事実が継続する期間の全部若しくは一部を含む年度分に係る第一項第三号の固定資産税の額

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号。以下「離島条例」という。)第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

5 第二項の規定は、同項に規定する者が、離島条例第二条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

(課税免除の申請)

第四条 前条第一項の規定により課税免除を受けようとする者は、取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 課税免除を受けようとする者の住所及び氏名又は名称

二 課税免除を受けようとする税目及び年度

三 取得等をした特別償却設備の名称及び所在

四 前号の特別償却設備を事業の用に供した年月日

五 第三号の特別償却設備に係る固定資産の取得価額

2 事業税について前条第一項第一号の規定により課税免除を受けようとする者は、前項の申請書を提出するほか、当該事業税の申告期限までに、同号の規定により課税免除さ

れる事業税額及びその算出基礎について知事に申告しなければならない。

3 前条第二項の規定により課税免除を受けようとする者は、毎年度、個人の事業税の申告期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 課税免除を受けようとする者の住所及び氏名

二 当該年における延べ労働日数及び自家労力による稼働日数

(知事への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

(申請期限等の特例)

2 市町計画が定められた日から三十日を経過する日以前に、第四条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの期限は市町計画が定められた日から三十日以内とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

4 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税) 第二条 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第一号)第三条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税) 第二条 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十六号)第二条第一項若しくは過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年広島県条例第三十一号)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>

一課税された場合には、適用しない。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(以下この項において「新半島条例」という。)
第二条第三項の規定は、令和三年四月一日以後に新半島条例第一条に規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

6 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。) 第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第 号。以下「過疎条例」という。) 第三条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p> <p>5 第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎条例第三条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十六号)第二条第一項、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年広島県条例第三十一号。以下「過疎条例」という。) 第二条第一項又は農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年広島県条例第五十六号)第二条第一項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p> <p>5 第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎条例第二条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>

一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税

- の課税免除に関する条例（以下「新離島条例」という。）第二条第四項の規定は、令和三年四月一日以後に新離島条例第一条に規定する特別償却設備（以下この項において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。
- 8 新離島条例第二条第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効後の経過措置を定める規則（令和三年広島県規則第四十九号）第二条の規定によりなお効力を有することとされている畜産業又は水産業を行った個人に係る県税につき課税免除された場合には、適用しない。
- （地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）
- 9 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 第二条（略）</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第 号）第三条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>	<p>2 第二条（略）</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>